

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から平成元年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が市区町村役場で納付していたと思う。国民年金に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「昭和 58 年 1 月に申立人の国民年金の被保険者資格を喪失する理由は無い。」と供述しているところ、A 市区町村は、「未納保険料の納付勧奨の際、任意加入の被保険者から保険料を納付しないとの意思表示があった場合には、被保険者資格の喪失を届け出てもらっていた。」と供述している上、申立期間の直前の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの保険料が未納となっており、58 年 1 月 30 日に国民年金被保険者資格を喪失していることからすると、申立人は、57 年 10 月から同年 12 月までの未納保険料に係る同市区町村の納付勧奨に対し、保険料を納付しないこととして、国民年金被保険者資格の喪失を届け出たと考えるのが自然である。また、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は、「A 市区町村役場で保険料を納付した。」と説明していること以外に、国民年金保険料の納付方法等について明確な供述が得られないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 10 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 8 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から同年 10 月まで  
② 昭和 63 年 2 月から同年 8 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の分と一緒に A 市区町村役場で納付していたと思う。国民年金に未加入となっていることに納付できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に A 市区町村役場で納付したと供述しているが、その夫は当該期間において国民年金に未加入となっており、国民年金保険料を納付していない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料額、国民年金保険料の納付頻度等についての記憶が定かでなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明となっている上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 358

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 8 日から 33 年 6 月まで  
中学校卒業後、昭和 27 年 4 月から A 事業所において 6 年 2 か月働いていた。申立事業所では、常時 6 人から 7 人が働いていた。申立期間当時からかなり年数を経ているため、毎月給料から控除されていたのが厚生年金保険料であったか記憶にないが、申立期間当時、給与から 2 種類控除されているものがあつたことは記憶している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 事業所は昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人及び同僚の供述によると、個人事業所であつた A 事業所は、事業内容が適用業種であること及び従業員が 6 人から 7 人勤務していたことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当する要件を備えていたことが推測される。申立期間において勤務していたとする同僚は、「私が所帯を持とうとしたときに、保険が無いと困ると思い、事業主に加入手続を取るよう詰め寄り、結婚する前の昭和 38 年ごろ健康保険及び厚生年金保険に加入させてもらった。」と供述している上、申立期間後に A 事業所に勤務したとする従業員は、「同僚と私が A 事業所に勤務するようになった昭和 38 年 4 月ごろ、先輩が事業主と交渉し、健康保険及び厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、申立人は、「給料から何が控除されていたのか覚えていない。」と供述しているが、申立期間当時勤務していた前述の同僚は、「当時は住み込

みで、給料は月 3,000 円ぐらいしか支給されておらず、厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」と供述しているところ、申立期間当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚はいずれも故人となっており、その子も、「申立期間当時は幼少であり、厚生年金保険に関する事情は知らない。また、当時の資料も残っていない。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。